

2026 年 8 月 28 日

新設分割に係る事前開示書類

(会社法第 803 条及び会社法施行規則第 205 条に基づく備置事項)

千葉県船橋市西船四丁目 19 番 3 号
株式会社フューチャーリンクネットワーク
代表取締役 石井 丈晴

株式会社フューチャーリンクネットワーク（以下「当社」といいます。）は、2026 年 8 月 24 日付新設分割計画書に基づき、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社が有するふるさと納税事業（以下「本対象事業」といいます。）に関する権利義務を、新たに設立する株式会社フューチャーリンクローカルサポート（以下「新会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本分割」といいます。）を行うことといたしました。

当社が、本分割に関して会社法第 803 条及び会社法施行規則第 205 条の定めるところにより、開示すべき事項は以下のとおりです。

1. 新設分割計画の内容（会社法第 803 条第 1 項第 2 号）
2026 年 8 月 24 日付新設分割計画書の内容は、別紙のとおりです。なお、本分割は、会社法第 805 条に定める簡易分割となります。
2. 会社法第 763 条第 1 項第 6 号から第 9 号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 1 号イ）
 - (1) 交付する株式数の相当性に関する事項（会社法第 763 条第 1 項第 6 号）
本分割に際して、新会社は、当社に対して普通株式 1000 株を発行します。かかる株式数については、当社が新会社により発行される全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、新会社の効率的な管理等を考慮し、この株式数が相当であると判断しております。
 - (2) 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項（会社法第 763 条第 1 項第 6 号）
新会社の資本金及び準備金の額を、新会社が承継する資産等及び今後の事業活動等（自治体向けビジネス・プロセス・アウトソーシングの受託業務、ふるさと納税制度に関する企画・運営及びコンサルティング業務における取引先である自治体との関係も考慮）の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第 5 条記載のとおり（資本金 1,000 万円、資本準備金 0 円、利益準備金 0 円）とすることにいたしました。
当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

3. 会社法第 763 条第 1 項第 12 号に掲げる事項（会社法施行規則第 205 条第 2 号）
該当事項はありません。
4. 会社法第 763 条第 1 項第 10 号及び第 11 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 3 号）
該当事項はありません。
5. 他の新設分割会社に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 4 号及び第 5 号）
該当事項はありません。
6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 205 条第 6 号イ）
該当事項はありません。
7. 新設分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び新会社の債務（当社が本分割により新会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 205 条第 7 号）

(1) 当社の債務の履行の見込みに関する事項

2025 年 8 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は、負債の額を上回っており、同日から現在に至るまで、これらの額に大きな変動は生じておらず、新会社の効力発生日までにこれらの額が大きく変動することは予測されていないことから、本分割の効力発生後における当社の資産の額についても負債の額を上回ることが見込まれております。

また、本分割の効力を生ずる日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておりません。

以上の点、並びに、当社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みると、本分割の効力を生ずる日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 新会社の債務の履行の見込みに関する事項

本分割の効力発生後における新会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。

また、本分割の効力を生ずる日以後において新会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上の点、並びに、新会社の承継する事業の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みると、本分割の効力を生ずる日以後における新会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

なお、本分割の効力発生日までの間に、上記事項に変動が生じたときは、直ちに開示いたします。

以 上

(別紙：新設分割計画書、新会社の定款案、承継権利義務明細表を添付)

新 設 分 割 計 画 書

2026 年 8 月 24 日

株式会社フューチャーリンクネットワーク

新設分割計画書

株式会社フューチャーリンクネットワーク(以下「分割会社」という。)は、分割会社のふるさと納税事業(以下「本対象事業」という。)に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社フューチャーリンクローカルサポート(以下「新設会社」という。)に承継させるために新設分割(以下「本新設分割」という。)を行うこととし、下記のとおり新設分割計画(以下「本分割計画」という。)を定める。

記

第1条(新設会社の定款で定める事項)

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

第2条(新設会社の設立時取締役等の氏名)

1. 新設会社の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

岡田 亮介
柏原 佳奈
野村 麻紀子
池田 健太

2. 新設会社の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

中川 拓哉

第3条(承継する権利義務等)

新設会社が本新設分割により分割会社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務(以下「本権利義務」という。)は、別紙2のとおりとする。なお、債務及び義務の承継は免責的債務引受の方法による。

第4条(本新設分割に際して交付する新設会社の株式の数)

新設会社は、本新設分割に際し、普通株式1000株を発行し、その全部を前条に定める本権利義務の対価として分割会社に割り当て交付する。

第5条(新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項)

新設会社の設立の日(以下「成立日」という。)における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 資本金の額 | 金 10,000,000 円 |
| (2) 資本準備金の額 | 金 0 円 |
| (3) その他資本剰余金の額 | 会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等
変動額から(1)及び(2)の合計額を控除した額 |
| (4) 利益準備金の額 | 金 0 円 |

第 6 条(新設会社の成立日)

新設会社の設立の登記は、2026 年 10 月 1 日に行う。但し、分割会社は、必要に応じて、これを変更することができる。

第 7 条(競業避止義務)

分割会社は、新設会社が承継する本対象事業について、会社法第 21 条に基づく競業避止義務を負わない。

第 8 条(本新設分割の条件の変更及び中止)

本分割計画作成後、新設会社の成立日までに、天変地変その他の事由により、分割会社の資産状態もしくは経営状態に重要な変更が生じたとき又は本新設分割の実行に重大な支障が生じたときは、分割会社は、本新設分割の条件その他計画の内容を変更し、又は本新設分割を中止することができる。

第 9 条(分割承認決議)

分割会社は、会社法第 805 条に基づき、同法第 804 条第 1 項の株主総会の承認を得ないで本新設分割を行う。

第 10 条(本分割計画に定めのない事項)

本分割計画に定める事項のほか、本新設分割に関し必要な事項は、本新設分割の趣旨に従い、分割会社がこれを決定する。

2026 年 8 月 24 日

千葉県船橋市西船四丁目 19 番 3 号
株式会社フューチャーリンクネットワーク
代表取締役 石井 丈晴

別紙 1(新設会社の定款)

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社フューチャーリンクローカルサポートと称し、英文では Future Link Local Support Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 自治体向けビジネス・プロセス・アウトソーシングの受託業務
2. ふるさと納税制度に関する企画、運営及びコンサルティング業務
3. 地域情報の収集、分析及び地域情報提供サービス
4. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を千葉県船橋市に置く。

(機関構成)

第 4 条 当社は、取締役会及び監査役を置く。ただし、監査役の権限は会計に関するものに限定する。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、4000 株とする。

(株券の不発行)

第 7 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第9条 当会社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)を引き受ける者の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によって行う。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主(以下「基準日株主」という。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2. 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第13条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。

2. 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

3. 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第18条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面又は電磁的記録を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任及び解任の方法)

第 22 条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

3. 取締役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(取締役の任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 24 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役の中から社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役副社長、常務取締役各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第 25 条 社長は会社の業務を統轄し、取締役副社長及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

2. 社長に事故、もしくは支障があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会は、社長が招集し、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第 29 条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10 年間当社の本店に備え置くものとする。

(監査役の員数)

第 30 条 当社の監査役は、1 名以上とする。

(監査役の選任及び解任の方法)

第 31 条 当社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(監査役の任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第 33 条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 35 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第 36 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 2 月末日における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 37 条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

第 38 条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第 39 条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から 2027 年 8 月 31 日までとする。

(設立時代表取締役)

第 40 条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役 岡田 亮介

(本店所在場所)

第 41 条 当会社の設立時本店所在場所は、千葉県船橋市西船四丁目 19 番 3 号とする。

(附則の削除)

第 42 条 第 39 条乃至第 42 条の規定は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもってその効力を失い、削除されるものとする。

以上

別紙 2(承継権利義務明細表)

承継権利義務明細表

新設会社は、分割会社から、新設会社の成立日の前日の終了時(以下「基準時」という。)において本対象事業に属する以下の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。

なお、承継する権利義務のうち、資産及び負債については、特段の記載のない限り、2026 年 8 月末現在の分割会社の貸借対照表上の計算を基礎とし、これに基準時までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

- ① 現金
- ② 前払費用
- ③ 工具、器具及び備品(有形固定資産)
- ④ リース資産(有形固定資産)

2. 負債

- ① リース債務

3. 契約(雇用契約を除く)上の地位

本対象事業のみに関連して締結した契約及びこれに基づく個別契約並びにこれらに付随する権利義務。但し、本新設分割による契約の承継について相手方の同意を要するものについては、かかる同意の取得を承継の条件とする。

4. 商標等の知的財産

該当なし。

5. 雇用契約

基準時において、分割会社の本対象事業に従事するすべての従業員(但し、以下の従業員番号の従業員を除く。)との間で締結している雇用契約及びこれに関連して成立日までに発生した権利義務。

No.	従業員番号
1	2014003
2	2020007
3	2021020

以上